

【商品概要説明書】

財産形成積立定期預金(一般財形預金)

(平成30年3月5日現在)

項目	内容												
1. 商品名	財産形成積立定期預金(一般財形預金)												
2. 商品概要	お使い道は自由で、給与・賞与からの天引きにより積み立てる商品です。												
3. 販売対象	当組合と財産形成預金の取扱契約を締結した事業主の勤労者の方かつ組合員												
4. 積立期間	3年以上 預入日の3年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金としてお預かりします。												
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	給与または賞与からの天引き 1口1千円以上1千円単位												
6. 払戻方法	原則として、積立開始後1年間は払戻ができません。 積立開始後1年後から積立を継続しながら、積立金の全部または一部払戻ができます。												
7. 一部支払	解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を千円単位の金額で払戻請求することができます。												
8. 手数料	不要です。												
9. 利息 (1) 適用金利 (2) 計算方法 (3) 課税方法 (4) 金利情報の入手方法	預入時の預金金利を満期日まで適用します。 年利計算(1年・2年超の日数分を日割計算) 利息の20.315%の(国税15.315%・地方税5%)が分離課税されます。 *復興特別所得税が付加されております。 金利については窓口でご確認ください。												
10. 中途解約時の取扱い	預入期間が3年未満に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 <table border="0"> <tr> <td>・預入期間が6か月未満の場合</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>・預入期間が2年6か月以上3年未満の場合</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table>	・預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通預金の利率	・預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×40%	・預入期間が1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%	・預入期間が1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%	・預入期間が2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%	・預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	約定利率×90%
・預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通預金の利率												
・預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×40%												
・預入期間が1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%												
・預入期間が1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%												
・預入期間が2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%												
・預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	約定利率×90%												
11. 退職時等の取扱い	退職等により勤労者でなくなった時は、次のように取扱います。 退職等の日以後、最長預入期限における自動継続を停止します。 退職等の日において、預入日から2年を経過していない預金については、退職等の日の1年後応当日に最長預入期限が到来します。												
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記の窓口をご利用ください。 【窓口：三重県職員信用組合】 059-228-5205 ・受付日 月曜日～金曜日(祝日及び当組合の休業日は除く) ・受付時間 午前8時30分～午後5時15分 なお、苦情等対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.sansyokushin.shinkumi.jp												

紛争解決措置

愛知県弁護士会 紛争解決センター(電話:052-203-1777)

愛知県弁護士会 西三河支部 紛争解決センター(電話:0564-54-9449)

東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の三重県職員信用組合又は下記窓口までお申し出ください。

【窓口:(一社)東海信用組合協会 東海地区しんくみ苦情等相談所】

・受付日 月曜日 ~ 金曜日(祝日及び協会の休業日は除く)

・受付時間 午前9時 ~ 正午12時、午後1時 ~ 午後4時30分

・電話 052-451-2110

・住所 〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21

【窓口:(一社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

・受付日 月曜日 ~ 金曜日(祝日及び協会の休業日は除く)

・受付時間 午前9時 ~ 午後5時

・電話 03-3567-2456

・住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)

13. その他参考となる事項

・この預金は、預金保険制度の対象商品です。

* 一人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。